

令和5年8月1日
海事局総務課
外国船舶監督業務調整室

世界23カ国・地域のポート・ステート・コントロール（PSC） 検査官のための研修が行われます

8月16日（水）から9月7日（木）までの3週間、国土交通省の全面協力の下、東京MOU（アジア・太平洋地域におけるPSC協力体制）において、世界各国のPSC検査官（寄港国による外国船舶の検査（PSC：ポート・ステート・コントロール）を行う検査官）に対する研修が行われます。

この研修は、東京MOU域内だけでなく、アフリカや中東など23カ国・地域から23名の研修生が参加し、各国におけるPSCの統一的な実施と能力向上を目指して実施されます。

- 東京MOUは、日本財団の支援を受け、域内加盟国・地域の初級・中級技量のPSC検査官に対して、検査内容の統一的実施や検査能力の向上を目的とした「ポート・ステート・コントロール一般研修」を2011年から毎年開催（2020年と2021年は新型コロナウイルスの影響により実施せず）しており、第11回となる今回は23の国と地域から23名が参加します。この研修はグローバルな貢献度が高いとして、国際海事機関（IMO）の技術協力プログラムにも位置づけられています。
- 研修前半の1週間は、横浜市において、国際航海船舶が遵守すべき国際規則やPSCの実施に関する講習を行います。国土交通省はこの講習に海事局の担当職員及び地方運輸局等の外国船舶監督官（PSC検査官）を講師として派遣します。
- 研修後半の2週間は、全国10カ所の地方運輸局等において、経験豊富な外国船舶監督官（PSC検査官）の指導の下で、外国船舶のPSC実地訓練を行います。
- 研修生は本年4月から6月までオンライン学習教材を活用した国際規則の要件に関する事前学習を履修することが本研修への参加条件となっています。
- 取材について
開講式（横浜市、8月16日（水）9時）を公開いたします。取材をご希望の方は8月9日（水）までに下記問い合わせ先にご連絡ください。

研修の詳細は、別紙のとおりです。



【問い合わせ先】

海事局 総務課 外国船舶監督業務調整室 千原、吉田、三輪、北川
（代表）：03-5253-8111（43-175、43-176）
（直通）：03-5253-8639

第 11 回「アジア・太平洋地域ポート・ステート・コントローラー一般研修」

(1) 期間：令和 5 年 8 月 16 日（水）～ 9 月 7 日（木）

(2) 日程：

・ 8 月 16 日（水）～ 8 月 22 日（火）

国際航海船舶が遵守すべき国際規則（SOLAS 条約（海上人命安全条約）、MARPOL 条約（海洋汚染防止条約）など）に関する講習

（於：ワークピア横浜（横浜市中区山下町 24-1））

・ 8 月 25 日（金）～ 9 月 5 日（火）

PSC 実地訓練

（於：地方運輸局（北海道、東北、北陸信越、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）
及び神戸運輸監理部）

・ 9 月 7 日（木）

実地訓練レビュー

（於：ワークピア横浜）

(3) 参加研修生の国籍

・ 東京 MOU 域内からの参加国（16 の国と地域）

中国、フィジー、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ソロモン諸島、パナマ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、タイ、バヌアツ、ベトナム、メキシコ

・ 他地域からの参加国（7 カ国）

アンゴラ（アブジャ MOU）、トルコ（黒海 MOU）、セントルシア（カリブ海 MOU）、バーレーン（リヤド MOU）、ケニア（インド洋 MOU）、南アフリカ（インド洋 MOU）、チュニジア（地中海 MOU）

○取材について

報道機関に対して（公財）東京エムオウユウ事務局による開講式（8 月 16 日（水）午前 9 時から 10 分間程度、於：ワークピア横浜）を公開致します。取材をご希望の場合は、8 月 9 日（水）までに【問い合わせ先】の海事局総務課外国船舶監督業務調整室にご連絡下さい。

(参 考)

1. 「PSC」(ポート・ステート・コントロール : Port State Control)

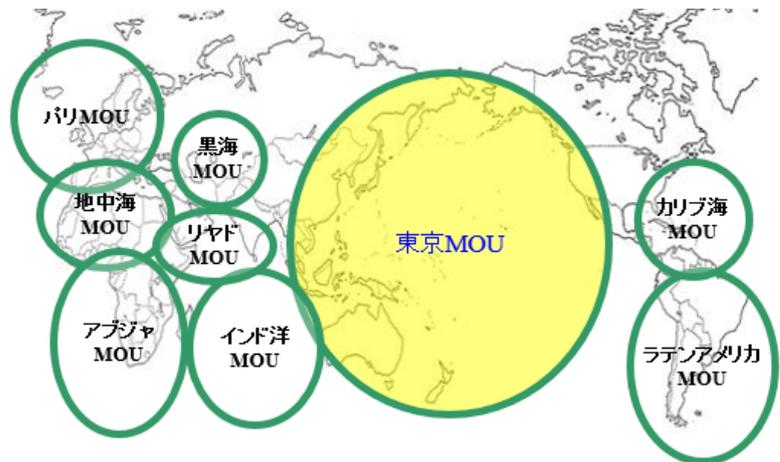
旗国は、自国籍船が国際条約の基準に適合していることを確認する義務がある。しかしながら実際には、サブスタンダード船(基準に適合していない船舶)が存在しており、国際的にこうした船舶の排除が重要な課題となっている。この十分に果たせていない旗国の役割を補完するため、自国に入港する外国船舶へ対して立入検査を行うことをPSCといい、寄港国の権利として、IMO(国際海事機関)の条約等により認められている。

2. 「MOU」(エムオウユウ : Memorandum of Understanding)

PSCの効果を上げるためには、周辺諸国との情報共有などの協力が不可欠であり、そのために各国の海事当局が結んだ覚書。MOU加盟当局は、MOUに基づき、統一的な検査ガイドラインの策定・実施。過去の検査結果・基準不適合船等に関する情報共有を行っているほか、PSC検査官の研修訓練等に参加することとされている。

3. 東京MOU

1994年に活動を開始した、アジア・太平洋地域におけるPSCに関する協力体制で、現在21の国と地域(日本、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ及びベトナム)PSC当局が加盟しているほか、メキシコが準加盟当局として参加しています。



過年度の研修における講習及びPSC実地訓練の様子